令和元年
１０月から

小規模な飲食店にも
消火器の設置が義務となります！

【現行の消防法施行令】

飲食店は延べ面積１５０㎡
から消火器の設置が必要

【改正後】

原則として
飲食店は延べ面積に関わらず
消火器の設置が必要

ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置の対象となりません！

■火を使用する設備又は器具を設けていない場合（IH コンロのみの場合など）

■火を使用する設備又は器具に**油過熱防止装置**が付いている場合

■火を使用する設備又は器具に**自動消火装置**が付いている場合

■火を使用する設備又は器具に危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けた場合（カセットこんろに設けられ、加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して自動的にボンベを外す装置（いわゆる「**圧力感知安全装置**」が付いている場合

設置が義務付けられた消火器は点検し、その結果を１年以内ごとに所定の様式で消防本部に報告してください！

消火器の点検報告には、総務省消防庁作成の「消火器点検アプリ」が便利です！
「App Store」や「Google Play」で『消火器点検アプリ』と検索

糸島市消防本部予防課
TEL　092－332－8026
Mail　yobo@city.itoshima.lg.jp